

第 6 回「日本の入管法から難民・外国人について考える」

2024 年 10 月 31 日（木）

困っている人たちに、「日本として何ができるのか？」を一緒に考えていきましょう。

講師：富山大学 教授 安藤 由香里（あんどう ゆかり）

専門は国際人権法・難民法。

主要著書『開かれた入管・難民法をめざして入管法「改正」の問題点』日本評論社、2024 年。
『ノン・ルフルマン原則と外国人の退去強制-マククリーン事件「特別の条約」の役割』信山社、2022 年。



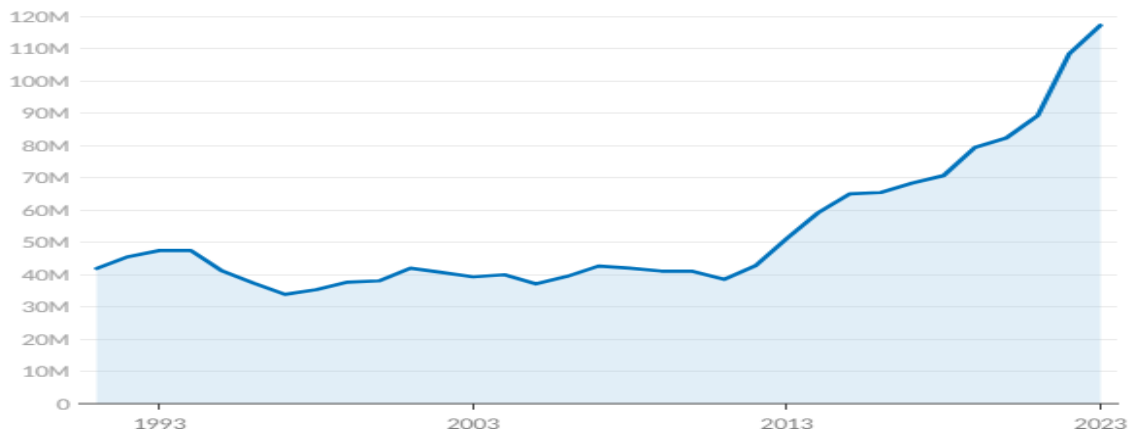
講座のながれ

1. はじめに：難民の現状
2. 難民とウクライナ避難民の違い
3. 入管収容：サニーさんとウィシュマさんの死
4. 2024 年 6 月 10 日からの新しい入管法
5. おわりに：日本として何ができるのか？

1. はじめに：難民の現状

1億1,730万人 世界で故郷を追われた人

2023年末時点で、紛争や迫害、暴力、人権侵害、公共の秩序を著しく乱す事象により、強制移動に直面した人の数



2024年6月13日

難民（UNHCR支援対象者）

31,600,000

パレスチナ難民（UNRWA支援対象者）

6,000,000

庇護希望者

6,900,000

その他の国際保護を必要としている人

5,800,000

国内避難民

68,300,000

2024年6月13日

*ガザ地区のUNRWA支援対象者のパレスチナ難民のなかには国内避難民もいる。このグラフでは、パレスチナ難民（UNRWA支援対象者）と国内避難民の両方に含まれるが、世界の強制移動の総数には重複してカウントされない。

出典：IDMC

Source: UNHCRグローバル・トレンドズ・レポート2023

<https://www.unhcr.org/jp/global-trends-2023>（2024年10月10日現在）

難民の地位に関する条約（難民条約）

1951年7月28日 国連総会採択 1982年1月1日 日本効力発生

1条A項(2)【難民の定義】

人種、②宗教、③国籍もしくは④特定の社会的集団の構成員であることまたは

⑤政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者

表 1 及び図 1 : 難民認定申請者数の推移

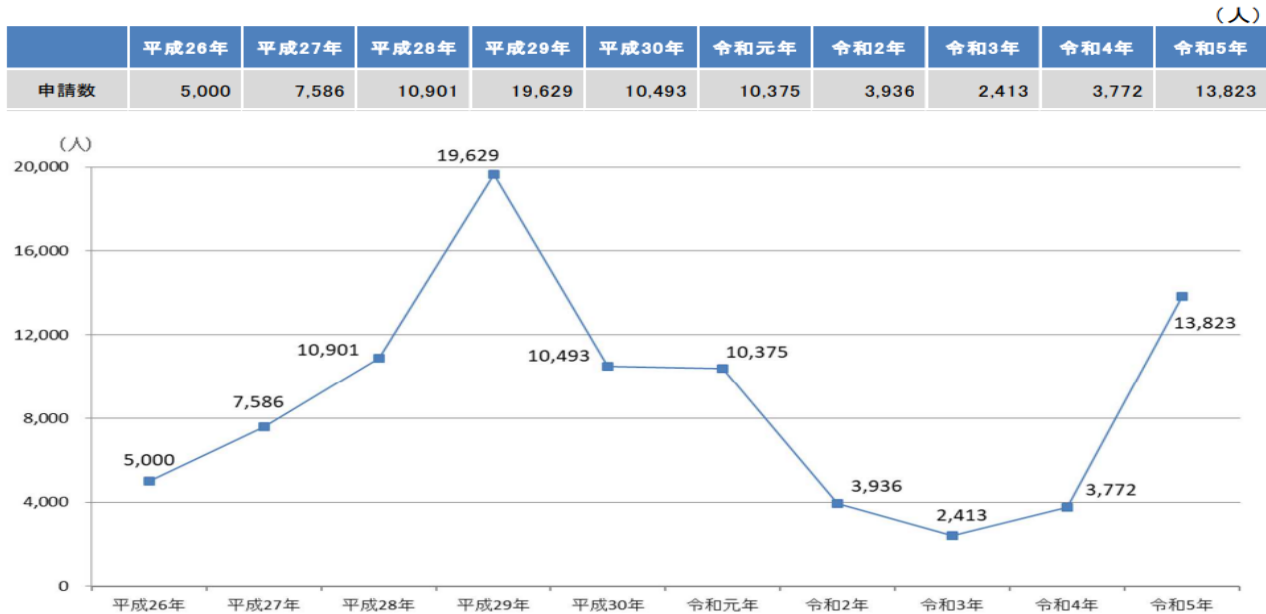


表 2 : 国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

令和3年		令和4年		令和5年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
① ミャンマー	612	① カンボジア	578	① スリランカ	3,778	652.6%	27.3%
② トルコ	510	② スリランカ	502	② トルコ	2,406	440.7%	17.4%
③ カンボジア	438	③ トルコ	445	③ パキスタン	1,062	346.2%	7.7%
④ スリランカ	156	④ ミャンマー	298	④ インド	934	443.0%	6.8%
⑤ パキスタン	89	⑤ パキスタン	238	⑤ カンボジア	888	53.6%	6.4%
⑥ バングラデシュ	80	⑥ バングラデシュ	230	⑥ ネパール	697	436.2%	5.0%
⑦ ネパール	69	⑦ ウズベキスタン	210	⑦ バングラデシュ	538	133.9%	3.9%
⑧ インド	61	⑧ アフガニスタン	182	⑧ ウズベキスタン	473	125.2%	3.4%
⑨ ナイジェリア	57	⑨ インド	172	⑨ ミャンマー	324	8.7%	2.3%
⑩ カメルーン	31	⑩ ネパール	130	⑩ アフガニスタン	259	42.3%	1.9%
⑪ イラン	30	⑪ カメルーン	84	⑪ ナイジェリア	193	244.6%	1.4%
⑫ 中国	28	⑫ イラン	79	⑫ タイ	184	2966.7%	1.3%
⑫ フィリピン	28	⑬ セネガル	74	⑬ コンゴ民主共和国	178	535.7%	1.3%
⑭ ガーナ	22	⑭ ウガンダ	61	⑭ カメルーン	175	108.3%	1.3%
⑮ コンゴ民主共和国	20	⑮ ナイジェリア	56	⑮ セネガル	135	82.4%	1.0%
⑯ ウズベキスタン	18	⑯ 中国	45	⑯ カザフスタン	134	6600.0%	1.0%
⑰ ウガンダ	17	⑰ ギニア	34	⑰ チュニジア	126	306.5%	0.9%
⑱ セネガル	15	⑱ ガーナ	31	⑱ ギニア	118	247.1%	0.9%
⑲ ギニア	13	⑲ チュニジア	31	⑲ ウガンダ	102	67.2%	0.7%
⑳ アフガニスタン	12	⑳ シリア	30	⑳ ガーナ	98	216.1%	0.7%

我が国における難民庇護の状況等

(人)

	申請者数	難 民		補完的保護対象者 (注3)	その他の 庇 護 (注4)	難民、補完的保護対象 者及びその他の庇護 合計
		定住難民 (注1)	条約難民 (注2)			
令和元年	10,375	20	44 (1)		37	101
2年	3,936	0	47 (1)		44	91
3年	2,413	0	74 (9)		580	654
4年	3,772	35	202 (15)		1,760	1,997
5年	13,823	47	303 (14)		1,005	1,357
合 計	105,487	11,595	1,420 (176)	2	6,054	19,071

表 8：国籍別難民認定者数の推移

令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
アフガニスタン	16	イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147	アフガニスタン	237
リビア	4	中国	11	中国	18	ミャンマー	26	ミャンマー	27
イエメン	3	アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9	エチオピア	6
コンゴ民主共和国	3	シリア	4	イラン	4	エリトリア	5	イエメン	5
シリア	3	ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4	中国	5
ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3	イラン	3
ウガンダ	2	ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2	ウガンダ	3
エチオピア	2	イラク	2	イラク	1	エチオピア	2	トルコ	3
無国籍	2	イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1	カメルーン	2
イラク	1	ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1	コンゴ民主共和国	2
スーダン	1	コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1	ガンビア	1
スリランカ	1	スーダン	1			リビア	1	カンボジア	1
ソマリア	1	無国籍	1					シリア	1
パキスタン	1							スーダン	1
ブルンジ	1							スリランカ	1
								ソマリア	1
								ナイジェリア	1
								バングラデシュ	1
								レバノン	1
								無国籍	1
総数	44	総数	47	総数	74	総数	202	総数	303

出入国在留管理庁「令和 5 年における難民認定者数等について」令和 6 年 3 月 26 日
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00041.html（2024 年 10 月 10 日現在）

2. 難民とウクライナ避難民の違い

ウクライナから世界へ逃れた人 6,725,300 人（2024 年 9 月 16 日現在）



<https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine>（2024 年 10 月 10 日現在）

ウクライナ避難民の受入れ状況

◆ ウクライナからの避難民受入れ数

(令和4年3月2日(総理による受入れ表明日)～同6年9月30日時点・速報値)

2,705人

- ・男女別：男 783人、女 1,922人
- ・年代別：18歳未満 418人
18歳以上61歳未満 1,921人
61歳以上 366人
- ・入国時身元引受先なし 383人

◆ ウクライナ避難民の在留者数 (令和6年9月30日時点・速報値)

1,992人

【参考】令和3年末時点ウクライナ人在留者数 1,915人

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001388202.pdf> (2024年10月10日現在)

都道府県別ウクライナ避難民在留者数

2024年9月30日現在(速報値)

都道府県	18歳未満	18歳以上 61歳未満	61歳以上	合計
11:埼玉県	12	51	14	77
12:千葉県	22	66	25	113
13:東京都	74	464	81	619
14:神奈川県	28	109	25	162
15:新潟県	0	4	1	5
16:富山県	4	8	1	13
17:石川県	4	9	2	15
18:福井県	1	7	0	8
19:山梨県	6	12	0	18
20:長野県	1	1	2	4
21:岐阜県	3	6	3	12
22:静岡県	5	15	5	25
23:愛知県	15	69	20	104
24:三重県	0	0	1	1
25:滋賀県	2	16	2	20
26:京都府	3	57	2	62
27:大阪府	22	108	13	143
28:兵庫県	16	61	25	102

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001373694.pdf> (2024年10月10日現在)

補完的保護対象者認定申請者数

令和5年12月1日から令和6年2月29日までの累計（速報値）

単位（人）

国籍	申請者数
ウクライナ （うちウクライナ避難民）	1,101 （1,047）
ロシア （うちウクライナ避難民）	5 （3）
ウズベキスタン （うちウクライナ避難民）	1 （1）
英国 （うちウクライナ避難民）	1 （1）
シリア （うちウクライナ避難民）	1 （0）
スリランカ （うちウクライナ避難民）	1 （0）
総数	1,110 （1,052）

（注） 上記数値は、一次審査のみ。

補完的保護対象者認定者数

令和5年12月1日から令和6年2月29日までの累計（速報値）

単位（人）

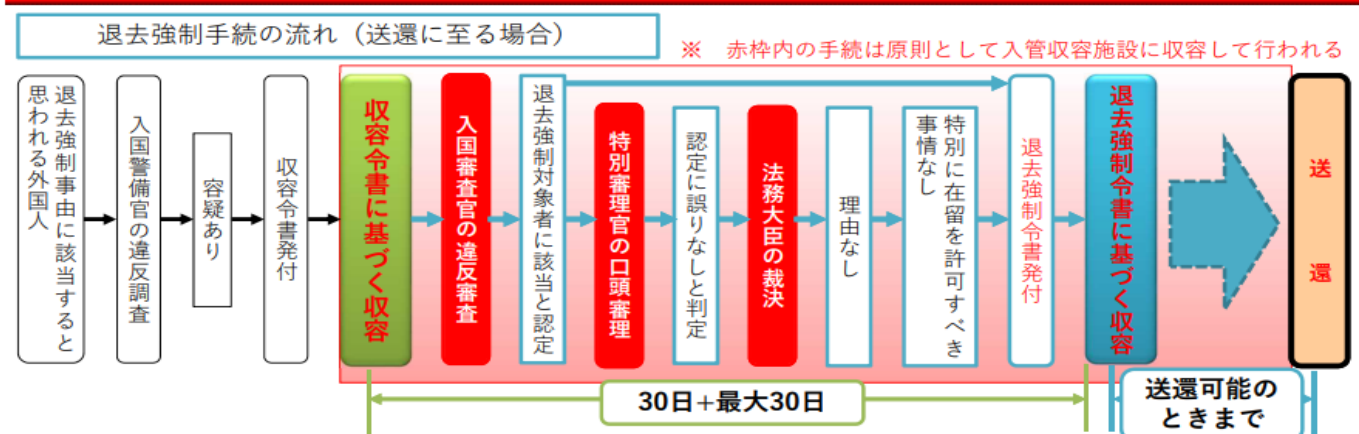
国籍	認定者数
ウクライナ （うちウクライナ避難民）	644 （644）
スーダン （うちウクライナ避難民）	3 （0）
総数	647 （644）

（注） 上記数値は、一次審査のみ。また、難民認定申請の結果、補完的保護対象者認定された者を含む。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00041.html（2024年10月10日現在）

3. 入管収容：サニーさんとウィッシュマさんの死

退去強制手続の流れ



<https://www.moj.go.jp/isa/content/001358037.pdf>（2024年10月10日現在）

【入管収容中の過去の死亡事件】

http://www.jlnr.jp/jlnr/?page_id=3277 (2024 年 10 月 10 日現在)

サニーさんの死

大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査報告 2019 年 10 月 1 日

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004725.pdf> (2024 年 10 月 10 日現在)

ウィシュマさんの死

名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告について【最終報告書】2021 年 8 月 10 日

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/01_00156.html (2024 年 10 月 10 日現在)

【もっと詳しく知りたい方へ】

ウィシュマさんの死の背景と入管収容問題

<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2022/04/expert2022-7.pdf> (2024 年 10 月 10 日現在)

坂東雄介・安藤由香里・小坂田裕子「大村入国管理センターに聞く-被収容者支援の実態に関するインタビュー調査」『商学討究』第 71 巻第 2・3 合併号、2020 年、249-264 頁。

<http://hdl.handle.net/10252/00006033> (2024 年 10 月 10 日現在)

坂東雄介・安藤由香里・小坂田裕子「柚之原寛史牧師に聞く-被収容者支援の実態に関するインタビュー調査」『商学討究』第 71 巻第 2・3 合併号、2020 年、221-247 頁。

<http://hdl.handle.net/10252/00006032> (2024 年 10 月 10 日現在)

坂東雄介・安藤由香里・小坂田裕子「元東京入国管理局長・福山宏氏に聞く—入管行政の現場に関するインタビュー調査」『商学討究』72 巻 4 号、2022 年、105-189 頁。

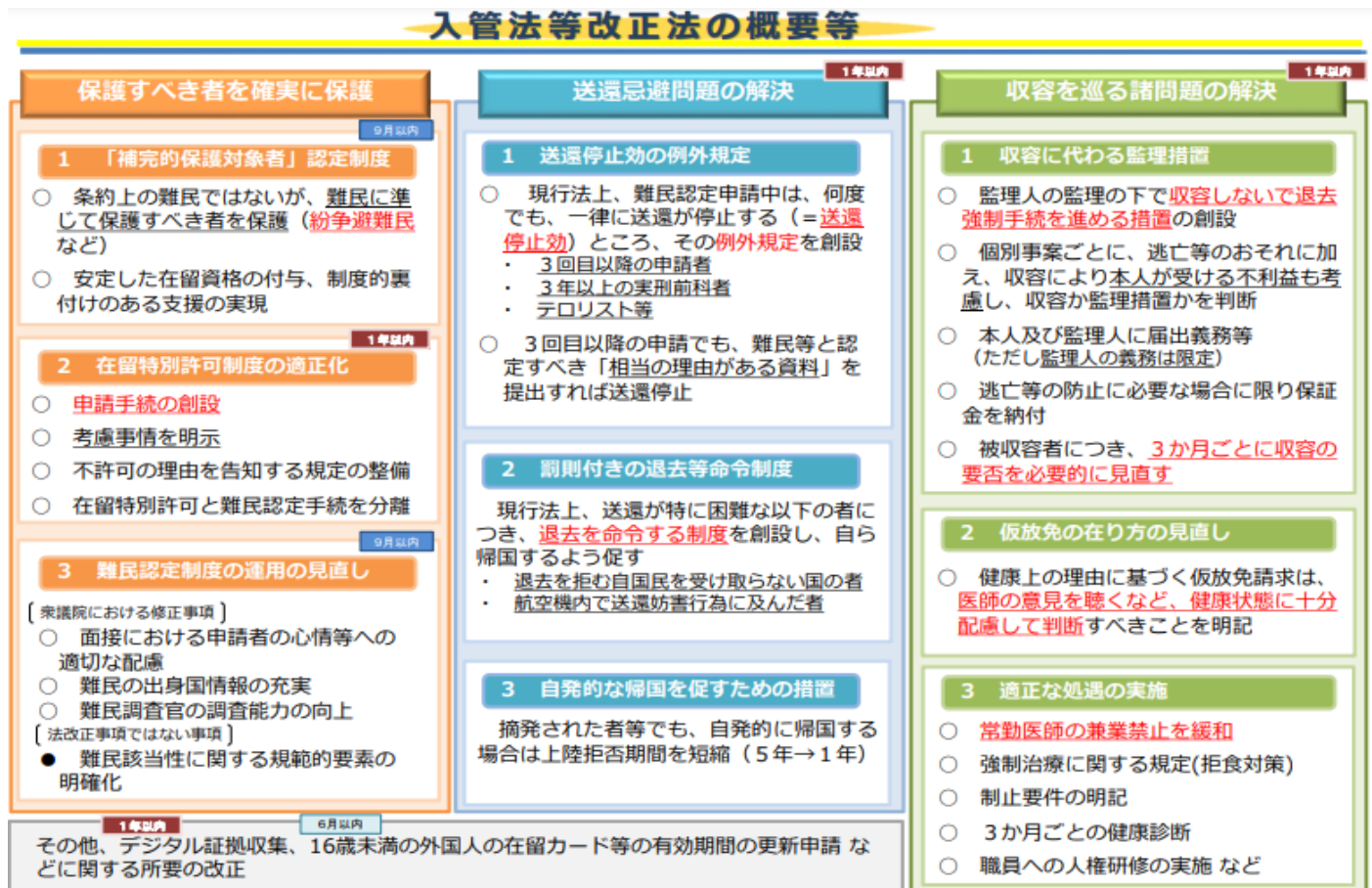
https://barrel.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=5508&item_no=1&page_id=13&block_id=135 (2024 年 10 月 10 日現在)

4. 2024 年 6 月 10 日からの新しい入管法

2023 年改正入管法の経緯

2019 年 6 月 24 日	大村入管でサニーさん死亡
2020 年 6 月 15 日	収容・送還に関する専門部会報告書
2021 年 2 月 19 日	入管法改正案閣議決定
2021 年 3 月 6 日	名古屋入管でウィシュマさん死亡
2021 年 3 月 31 日	国連人権理事会の特別報告者の声明
2021 年 4 月 9 日	UNHCR の声明
2021 年 5 月 18 日	入管法改正案事実上の廃案
2022 年 11 月 30 日	自由権規約委員会第 7 回定期報告審査
2023 年 3 月 7 日	入管法改正案閣議決定
2023 年 3 月 9 日	衆議院議員で可決
2023 年 4 月 18 日	国連人権理事会の特別報告者の声明
2023 年 6 月 9 日	参議院議員で可決・成立
2023 年 12 月 1 日	補完的保護施行
2024 年 6 月 10 日	2023 年改正入管法全面施行

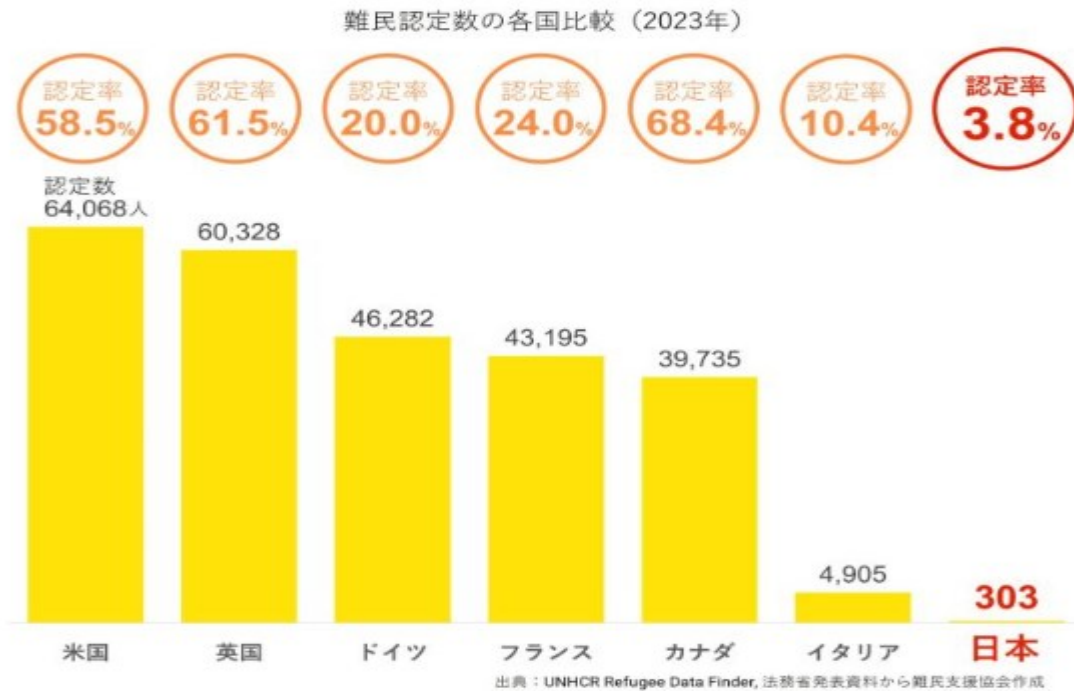
出所：講師作成



https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/05_00036.html（2024 年 10 月 10 日現在）

5. おわりに：日本として何ができるのか？

- ・保護すべき者を確実に保護
- ・ウクライナ避難民受入れの経験を活かす
- ・まずは知ることから
- ・身近なことから



https://www.refugee.or.jp/refugee/japan_recog/（2024年10月10日現在）

【もっと詳しく知りたい方へ】

坂東雄介・安藤由香里・小坂田裕子「シナピスに聞く―難民支援の実態に関するインタビュー調査」『商学討究』75巻1号、2024年。

<https://barrel.repo.nii.ac.jp/records/2000141>（2024年10月10日現在）

坂東雄介・安藤由香里・小坂田裕子「RAFIQ<在日難民との共生ネットワーク>に聞く―難民支援の実態に関するインタビュー調査―」『商学討究』第74巻2/3号、2024年。

<https://barrel.repo.nii.ac.jp/records/2000075>（2024年10月10日現在）